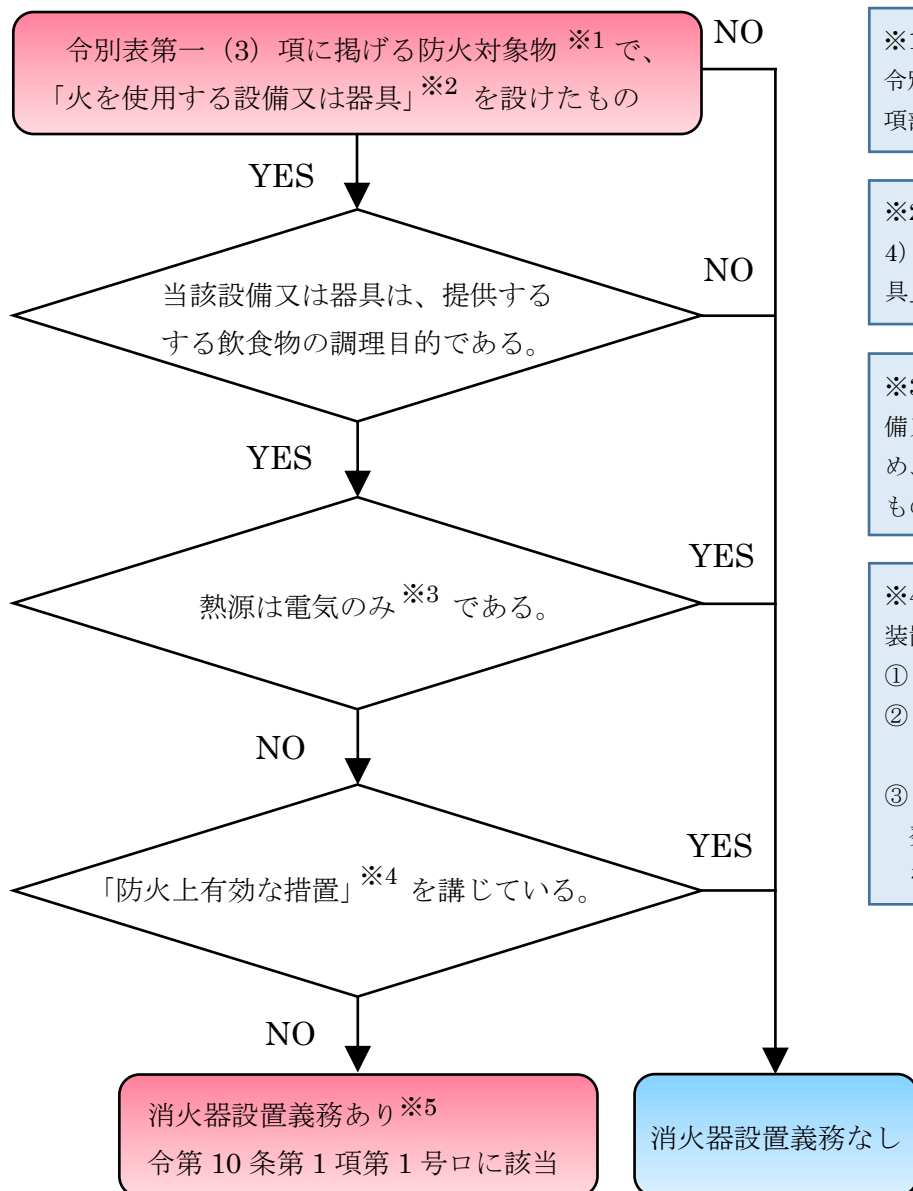


## 「消火器設置フローチャート」



※1 令第10条は、令第9条の適用により、令別表第一(16)項に掲げる防火対象物の(3)項部分も含まれることに留意すること。

※2 原則として、厨房設備(条例第3条の4)又は調理を目的とした「火を使用する器具」を対象とするものであること。

※3 法第9条に規定する「火を使用する設備又は器具」に対しての設置強化となるため、当該設備又は器具が直接火を使用しないものを除く。(電磁誘導加熱式調理器等)

※4 「防火上有効な措置」とは、次に掲げる装置を設けているものをいう。

- ① 調理油過熱防止装置
- ② 自動消火装置(火災を感知し消火薬剤で自動消火するもの)
- ③ その他の危険な状態の発生の防止及び発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置(圧力感知安全装置等)

※5 該当となる防火対象物については、次に掲げる事項に留意すること。

- ① 小規模特定飲食店等(令第10条第1項第1号口に掲げる防火対象物であって、延べ面積が150㎡未満のもの)は、規則第6条第5項各号に掲げる防火対象物又はその部分を除き、消火器具の能力単位の加算を行わないこと。
- ② 火を使用する設備又は器具が設けられた階のみに消火器の設置が必要であること。
- ③ 消火器設置時には、消防用設備等設置届出書の提出を必要とする。
- ④ 設置後、6ヶ月ごとに定期点検を行い、1年に1回消防用設備等点検結果報告書による報告を必要とする。